

埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年4月1日

条例第3号

(設置)

第1条 広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第2条 前条の規定による事務局の組織については、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。